

宣

言

苦惱の中我等は此度の恐慌を忍んで来たが賦
産の不況は今や益々我等の生活に及ぼすこ
とになり、我等は解雇手当の心配をせねばな
らぬことになつた。

之れ我等の同志が紛々々罷工する第一の理由で
ある然かし政府は悟らざり民衆は目醒めず我
等猶暗黒と不安の中に捨てられて孤影淋し
き彷徨者として失業の苦境に没く、
即ち此失業難の尤も多く叫ばれて居る時に團
体交渉権の絶叫さる所以である。

然るに何とや、官憲は事理を解せず団体交
渉権と解雇手当より起る罷工をたゞ一種の痛
動より起る罷工と解し曩に大改藤永田造船所
の同胞四千が一齊に立ち上るや幹部全部を檢
束し勅へ友誼団体の幹部迄も理由なく檢束
した。

考へ見よ、明治、大正の憲政行はれて以来、人民
は憲法の保証する所にありて結社と言論の自由
を保証せられて居るではないか。

何故に直接罷工に關係あるものを檢束するか。
吁、日本の自由の何処に消え去るか。

肥へたるものは守られ、飢へたるものは檢束せら
れて豚箱に投せらる何処に人道は影を認むるを
得るか。

故に我等は此処に宣言す。

警察は嚴正中をなせし。

団体交渉権は天下の公道なり。

決議

- 一 我等は大改藤永田造船所職工に同情す。
- 二 我等は大改藤永田造船所手続の
際に取りたる行動を正義に符及するものと認む。
- 三 我等は団体交渉権を要求す。

大正十年六月八日

神戸労働者大會